

児童手当・医療費助成等の法改正等による見直しについて

児童手当・医療費助成等の法改正等による見直しについて報告する。

記

1. 手当の所得制限の判定に係る所得の改定について

(1) 改正の内容

①長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額の適用

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する。

②寡婦控除のみなし適用等

未婚の母又は父に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)上の寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用する。

(2) 施行年月

- ・児童手当、児童育成手当 平成30年6月(10月支給)から実施
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当 平成30年8月(12月支給)から実施予定
- ・ひとり親医療費助成 平成31年1月利用から実施

(3) 対象者(現在受給者からの推計)

- ・児童手当
 - ①約100名 ②若干名
- ・児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
 - ①、②とも若干名

2. 児童扶養手当の全部支給所得限度額改定について

(1) 改正の内容

全部支給所得制限限度額を30万円引き上げる。なお、一部支給及び扶養義務者等所得制限限度額は据え置き予定。

(2) 施行年月

平成30年8月(12月支給)から実施予定

(3) 対象者見込

一部支給者 約630人のうち、30%程度が全部支給に移行見込み

3. ひとり親家庭等医療費助成の改定について

(1) 改正の内容

現在準拠している国の高額療養費制度の見直しに合わせ、ひとり親家庭等医療費助成の一部負担者に対する自己負担上限月額を変更する。

	現行月額	①	②
外来	12,000 円	14,000 円 年間上限 144,000 円	18,000 円 年間上限 144,000 円
入院	44,400 円	57,600 円 多数回該当※44,400 円	変更無し

※過去12月以内に3回以上上限額に達した場合の4回目以降の上限額

(2) 施行年月

①平成30年8月

②平成31年8月

(3) 対象者

年間約15件程度

4. 広報

平成30年6月発送の児童手当現況届同封の案内による周知

中野区ホームページ掲載

窓口での周知

対象者への通知